

勤労福祉会館管理・運営要領

制定 平成 17 年 4 月 1 日

(管理の基準)

第 1 条 勤労福祉会館（以下「会館」という。）の管理・運営については、勤労福祉会館条例（平成 3 年横須賀市条例第 14 号。以下「条例」という。）、勤労福祉会館条例施行規則（平成 3 年横須賀市規則第 11 号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(勤労者)

第 2 条 条例第 1 条及び第 8 条に規定する勤労者とは、労働基準法第 9 条に規定された労働者をいう。

(勤労者団体)

第 3 条 条例第 8 条に規定された勤労者団体とは、労働組合法第 2 条に規定された労働組合のほか、勤労者のためをもって組織し、勤労者によって構成され、勤労者によって運営される団体をいう。

(ホール等の使用許可手続き等)

第 4 条 規則第 3 条第 3 項に規定するトレーニング室を除くホール等（以下「ホール等」という。）の使用許可手続き等については、次に掲げる各号によるものとする。

- (1) ホール等の使用許可申請書の提出は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、休館日のときは、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) ホール等の使用許可申請書の提出は、ファックスまたは郵送（以下「ファックス等」という。）によるものを含むものとする。ただし、ファックス等によるホール等の使用許可申請書は、午前 10 時から受理するものとする。
- (3) 規則第 3 条第 3 項に規定するホール等の使用許可申請書提出期間の初日午前 10 時から電話による使用申込み（以下「電話予約」という。）を受理するものとする。ただし、電話予約は、前号で定めるファックス等による使用許可申請書の事務処理後とする。また、電話予約後、7 日間以内に会館に来館のうえ当該使用許可申請書を提出するものとし、当該

期間内に提出がないときは、電話予約を取消することができる。

- (4) 横須賀市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）によるホール等の予約については、横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成 17 年横須賀市規則第 78 条）第 5 条、第 6 条及び第 7 条によるものとする。

（使用許可事項の変更等）

第 5 条 条例第 17 条に規定する変更については、次の各号によるものとする。

- (1) 使用者が許可を受けた事項を変更できる回数は 1 回とする。
- (2) 使用期日の変更許可後に使用を取り消したときは、規則第 9 条第 4 項の規定により還付するものとし、その額は、変更許可後の使用料を基に算出するものとする。
- (3) 会議、打合せ等を目的として使用許可を受けた使用者が、規則第 6 条に定める使用目的に変更する場合のみ当日でも変更を許可するものとし、指定管理者は使用者にその差額を請求できるものとする。また、変更許可後に料金が下がった場合、条例第 14 条の規定による以外の還付はしないものとする。

（使用料の前納）

第 6 条 条例第 13 条第 2 項に規定する使用料の前納については、次の各号によるものとする。

- (1) 会館に来館して使用許可申請書を提出するときは、当該申請書の提出と合わせホール等使用料を納付するものとする。ただし、トレーニング室を使用するときは当該施設を使用する日において、当該使用料を納付のうえ使用することができる。
- (2) ファックス等により申請したときは当該申請後、7 日間以内に会館に来館のうえホール等の使用料を納付するものとし、納付されないときは当該申請を取消することができる。
- (3) 第 1 号及び第 2 号において、国及び地方自治体（横須賀市を含む）及びその機関等（以下「国県等」という。）において、法令等の規定により前号による前納によりがたいときは、ホール等を使用する日において、もしくは使用後において当該使用料を納付することができるものとする。

（使用許可手続きの特例）

第7条 規則第3条第3項ただし書きに規定する特別の理由があると認めるときは、会館駐車場及びトレーニング室を使用するときを除き、次に掲げる各号の順位とする。

- (1) 市が主催または他の団体と共催（以下「市の主催等」という。）してホール等有料施設を使用するとき。
- (2) 市が他の団体を後援して当該団体がホール等有料施設を使用するとき。
- (3) 企業別組織及び産業別組織を除く労働組合連合団体並びに経営者団体（以下「労働組合連合団体等」という。）が広域的な勤労者の福祉の増進を目的として勤労者が作成した絵画、写真、華道、書道及び工芸品等の展示並びに囲碁及び将棋大会等のためにホール等有料施設を使用するとき。
- (4) 国及びその機関が主催してホール等を使用するとき。
- (5) 神奈川県及びその他の地方公共団体並びにその機関が主催してホール等を使用するとき。

（優先使用の手続き）

第8条 前条各号に規定する特例的使用（以下「優先使用」という。）の手続きは、次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 前条第1号の場合は、当該施設を使用する予定の部長等が、あらかじめ当該施設の管理に指定されたもの（以下「指定管理者」という。）あてに使用日時等を記載した優先使用願いを提出するものとする。ただし、すでに市が共催を承諾している場合は、当該施設を利用する予定の団体の代表者が指定管理者あて共催承諾通知書の写しを添えて、優先使用願いを提出することができる。
- (2) 前条第2号の場合は、当該施設を使用する予定の団体を所管する部長等が、あらかじめ指定管理者あて当該団体の優先使用を希望する旨の書面の写しを添えて使用日時等を記載した優先使用の副申書を提出するものとする。ただし、すでに市が後援を承諾している場合は、当該施設を利用する予定の団体の代表者が指定管理者あて後援承諾通知書の写しを添えて、優先使用願いを提出することができる。
- (3) 前条第3号の場合は、当該施設を使用する予定の団体の代表者が、あらかじめ指定管理者あて使用日時等を記載した優先使用願いを提出するものとする。
- (4) 前条第4号及び第5号の場合は、当該施設を使用する予定の国県等ま

たはその機関の代表者が、あらかじめ指定管理者あて使用日時等を記載した優先使用願いを提出するものとする。

2 前項に規定する優先使用願いに記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 使用日時
- (2) 使用場所
- (3) 使用目的
- (4) 優先使用許可を受けようとする主催者等の名称
- (5) 使用人数

(使用料の減免手続き)

第9条 規則第7条第2項に規定するホール等に係る使用料の減免手続きは、労働組合連合団体等が広域的な勤労者の福祉の増進を目的として行う、絵画等の展示並びに囲碁等の大会等のために使用する予定の団体の代表者が、あらかじめ指定管理者あて使用日時等を記載した使用料減免願いを提出するものとする。

2 前項に規定する使用料減免願いに記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 使用日時
- (2) 使用場所
- (3) 使用目的
- (4) 使用料の減免を受けようとする主催者等の名称
- (5) 使用人数

(使用料の還付の方法)

第10条 規則第9条第3項に規定する使用者の都合により使用期日の15日前までに当該ホール等を変更するときにおいて、当該施設変更後の使用料が変更前の使用料を上回ったときは、変更後の使用料と変更前の使用料の差金をもって変更後の使用料とすることができる。

(使用の制限)

第11条 規則第5条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかとする。

- (1) 市の主催等において使用の制限を超えて研修または講座を開催すると

き。

- (2) 国及びその機関、県、その他の地方公共団体の主催において使用の制限を超えて研修または講座を開催するとき。
- (3) 選挙管理委員会が選挙事務のため使用するとき。
- (4) 駐労福祉センターが離職者巡回相談のため使用するとき。
- (5) 市民部市民生活課が赤十字事業のため使用するとき。
- (6) 事前に市と協議の上、指定管理者が会館の運営上支障ないと認めるとき。

(ホール等を除く施設の使用)

第 12 条 条例別表 1 に規定するホール等、別表 2 に規定するトレーニング室及び別表 3 に規定する駐車場を除く講習室については、市の主催等において使用する場合に限り、使用を許可できる。その他、エントランスホール及び展示コーナーの使用については、特別の事情があった場合に限るものとする。

(講習室の使用の手続き)

第 13 条 講習室の使用の手続きは、当該施設を使用する予定の課長等が、あらかじめ経済企画課長あてに使用日時等を記載した使用願いを提出するものとする。なお、記載すべき事項は第 8 条第 2 項の例による。

(講習室の使用日時等)

第 14 条 講習室を使用できる日時は、条例第 9 条及び第 10 条の規定によるものとする。ただし、法令等の規定により条例第 10 条の使用時間を超えて使用し、又は条例第 9 条の会館の休館日においても使用することが当該業務上必要と認められる場合は、当該施設を使用する予定の課長等が、あらかじめ経済企画課長と協議するものとする。

(使用者等の遵守事項)

第 15 条 規則第 13 条第 1 号に規定する他人に迷惑を及ぼす行為とは、次の各号に相当する行為をいう。

- (1) ホール等の許可を受けた使用時間を超えた片付けなど他の使用者の使用を妨げること。
- (2) 定員を超えてホール等を使用すること。
- (3) トレーニング室を除くホール等有料施設において社交ダンスを含む運

動を行うこと。ただし、他の使用者の使用を妨げず、かつ会館の建物または付属施設をき損するおそれのない程度の軽運動を除く。

- (4) 音楽室を除く防音設備のないホール等有料施設において楽器及び音響器材等を搬入し、他の使用者の使用を妨げる程度の音量を出すこと。
- (5) エントランスホール及びラウンジなどホール等有料施設等施設の外部で奇声を発するなど、他の使用者の使用を妨げること。
- (6) ごみその他の汚物を所定の場所以外に捨てること。
- (7) その他、他の使用者から苦情を生ずる行為。

2 ホール等の使用にあたって使用者は、会館の駐車場が狭いことに配慮し、当該施設に来館する参加者等に対して、できるかぎり公共交通機関や近隣の駐車場施設の利用を周知すること。

(会館駐車場の使用者等の遵守義務)

第 16 条 会館駐車場使用者は、規則第 13 条第 4 号に規定するもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自動車内に貴重品を留置しないこと。
- (2) 使用にあたっては、駐車位置及び場外交通規制等について会館係員から指示があったときは、当該指示に従うこと。
- (3) 他の自動車の駐車を妨げないこと。
- (4) 駐車施設及びその他工作物並びに他の自動車を破損又は損傷する恐れのある行為をしないこと。
- (5) みだりに騒音を発しないこと。

(会館駐車場の管理責任等)

第 17 条 駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷については、横須賀市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、横須賀市又は指定管理者において善良な管理者としての義務を怠った場合は、この限りではない。

- 2 駐車場使用者（同乗者を含む。以下同じ。）が、駐車場の施設又はその他工作物を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 駐車場使用者が、駐車場に駐車する他の自動車を滅失又は損傷したときは、当事者双方で解決するものとする。

(コピーサービス)

第 18 条 会館使用者の利便性の向上を図るために会館内にコピー機を設置し、

コピー・サービスを行うものとする。

(会議等に用いる資器材の事前保管)

第 19 条 会館使用者があらかじめ会館に資器材及び配布資料等（以下「資器材等」という。）を搬入し会館での保管の申し入れがあったときは、次の各号によるものとする。

- (1) 保管する資器材等は、会議において直接使用する機械器具及び配布資料とし、危険物、貴重品及び不審物は保管しない。
- (2) 保管する資器材等の大きさは、通常宅配便で取り扱う商品の大きさとし、縦、横、高さの合計が 160 センチ以内、重量は概ね 25 キログラム以内、個数は原則 2 個までとする。
- (3) 保管する資器材等が箱及び鞆等（以下「箱等」という。）に内蔵又は梱包されている場合は、搬入者の了解を得て、搬入者の立会いのもとに箱等に収納されている物品を会館係員が確認のうえ保管するものとする。
- (4) 保管する資器材等は管理の万全を期すため会館職員が管理できる範囲内である事務室内とする。
- (5) 保管する資器材等の保管期間は、原則としてホール等施設使用日の 2 日前から使用当日までとする。

(その他の事項)

第 20 条 規則第 6 条に定める営利目的等使用の具体的事例は、下記のような使用の場合をいう。

- (1) 絵画や着物、日用品などの展示即売会を行う場合。
- (2) 企業等が販売目的で製品、物件説明会（当日に販売しない場合も含む。）を行う場合
- (3) 企業や団体が、新年会、忘年会などの酒宴を行う場合。
- (4) 飲食店が自らの営業活動として、ケータリングを行って飲食を行わせる場合。
- (5) 学習塾や予備校が夏季、冬季講習などを行う場合。
- (6) 資料代以上の参加者負担を徴収して、セミナーを行う場合。
- (7) 映画館と同様の料金を徴収して、映画の上映会を行う場合。
- (8) 写真家や画家、美術家が、自らの作品を発表して利益を上げる目的で、入場料を徴収して展覧会を実施する場合。
- (9) 着物の着付け教室や運動教室などの開催で生計を立てている者が、そ

の一環として会場を使用し、教室を開催する場合。

(その他の事項)

第 21 条 この要領の施行についてその他必要な事項は、横須賀市及び指定管理者が協議のうえ定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 19 年 12 月 17 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 23 年 1 月 4 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

労働基準法

(定義)

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

労働組合法

(労働組合)

第2条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

(労働者)

第3条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

神奈川県労働組合名簿

1. 単位組織組合

- ・ 独自の規約を有し、独自の活動を行う組合で、その構成組合員が個人加入の形式をとる独立した組合をいう。

2. 単一組織組合

- ・ その内部に単位組織組合としての機能をもつ組織があり、かつ構成組合員が規約上すべて個人加入の形式をとる組合をいい、本部と下部組織がある。

3. 連合・協議組織組合

- ・ 同一企業、産業または地域等の範囲内の2つ以上の単位組織組合、単一組織組合等を構成員とする組合であり、構成員が当該組織に団体加盟の形式をとっているものをいう。
- ・ このうち、加盟組合の連絡、相互援助等を目的とするにとどまるものを協議組織といい、その決定が加盟組合を拘束しうるものを連合組織という。

4. 労働組合連合団体

- ・ 企業別組織とは、1事業所または同一企業の事務所の労働者で組織される組合をいう。

- 産業別組織とは、企業または職業の枠をこえて同一産業の労働者で組織される組合をいう。
- 地域別組織とは、企業、産業または職業に関係なく地域単位によって組織される組合をいう。